

一部自己負担金の減免 ～国保44条低所得者向け減免規程～

塩釜地域社会保障推進協議会
事務局長 神倉功
2026年4月25日
春の国保改善運動交流集会

国保法44条

「特別な理由」

- ① 震災、風水害、火災などの災害
- ② 干ばつ、例外などによる農作物の不作、不漁等による収入の減少
- ③ 事業の休廃止、失業などによる収入の減少

第十条 市長は、一部負担金の支払若しくは納付の義務を負う世帯主又はその世帯に属する世帯主でない被保険者(特別療養費の対象となる世帯主及びその世帯に属する世帯主でない被保険者を除く。以下「被保険者等」という。)が次の各号のいずれかに該当することによりその生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、当該世帯に属する被保険者に対し、法第四十四条第一項の規定により一部負担金の減額、免除又は徴収猶予(以下「一部負担金の減額等」という。)を行うことができる。

- 一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき
 - 二 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
 - 三 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
 - 四 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき
- 2 前項に定める一部負担金の減額等については、別表第二又は別表第三に定めるところによるものとする。
(平一六、九・追加、令六、一一・改正)
(一部負担金の減額等の取扱い)

第十一条 前条の規定により一部負担金の減額等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額等を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 一 申請者及び世帯主の氏名及び住所
 - 二 療養の給付を受ける者の氏名及び生年月日
 - 三 傷病名及び発病又は負傷の年月日
 - 四 申請理由
 - 五 その他必要な事項
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、すみやかに当該申請に関する審査を行い、申請を承認したときは承認通知書を、承認しなかったときは不承認通知書を当該申請のあった日から十四日以内に世帯主に交付しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内を限度として、その期間を延長することができる。
- 3 市長は、前項の規定により申請を承認したものについては、当該承認に係る証明書を申請者に交付しなければならない。
- 4 一部負担金の減額等を受けた者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける場合は、個人番号カード等に前項の証明書を添付して、当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 5 一部負担金の減額等の適用を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。
(平一六、九・追加、令六、一一・改正)
(一部負担金の減額等の取消し)

第十二条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減額又は免除を受けた者がある場合は、直ちに当該一部負担金の減額又は免除を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減額又は免除により支払を免れた額を返還させるものとする。

- 2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、徴収を猶予した一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収するものとする。
- 一 徴収猶予の適用を受けた者の資力の回復その他の事情が変化したため、徴収猶予が不相当であると認められるとき
 - 二 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき
- 3 市長は、前二項の規定により一部負担金の減額等の取消しをしたときは保険医療機関等及び世帯主に対し通知するものとする。
(平一六、九・追加)
(徴収職員)

別表第二

一部負担金の減額又は免除に該当する場合(第十条関係)
(平一六、九・追加、平二〇、九・令二、九・改正)

区分	基準	減額割合又は免除の別	申請期間	摘要	
第十条第一項第一号に該当する場合	災害により被保険者等の所有に係る住宅又は家財について受けた損害割合が次の各号のいずれかに該当する者		災害を受けた日の属する月から六月以内の期間	申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。	
	一 損害割合が十分の三以上十分の五未満であること	十分の五			
	二 損害割合が十分の五以上であること	免除			
第十条第一項第二号に該当する場合	干ばつ、冷害、凍霜害等により、農作物に被害を受けた被保険者等のうち、見積減収割合(農作物の減収による損失額の合計額の平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するもの又は、不漁により漁獲等に被害を受けた被保険者等のうち、漁獲等減収割合(漁獲等の減収による損失額の合計額(漁獲等の価額から漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)によって支払われるべき漁業共済等の金額を控除した金額をいう。)の平年における当該漁獲等による収入額の合計額に対する割合をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するもの		干ばつ等の被害を受けた日の属する月から六月以内の期間	申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。	
	一 見積減収割合又は漁獲等減収割合が十分の三以上十分の五未満であること	十分の五			
	二 見積減収割合又は漁獲等減収割合が十分の五以上であること	免除			
第十条第一項第三号に該当する場合	1 被保険者等の属する世帯の構成員の収入の月額から生活保護法における就労に伴う収入金額につき必要経費として控除する額(以下「基礎控除額」という。)を差し引いた額の当該世帯における合計額(以下「実収入月額」という。)が生活保護法における認定基準を参考にして定められた基準生活費に百分の百十五を乗じて得た額に百分の百五を乗じて得た額(以下「基準生活費」という。)を超える世帯のうち、実収入月額が基準生活費と当月中の一部負担金所要見込額との合算額以下の世帯で、一部負担金不足額(一部負担金所要見込額から一部負担金充当額(実収入月額から基準生活費を控除した金額をいう。)を控除した金額をいう。)の一部負担金所要見込額に対する割合(以下「減額割合」という。)が次の各号に該当するもの		当該事情が生じた日の属する月から六月以内の期間。ただし、当該期限までに申請することができないやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。	
		一 減額割合が〇を超え〇・二以下のとき			十分の二
		二 減額割合が〇・二を超え〇・四以下のとき			十分の四
		三 減額割合が〇・四を超え〇・六以下のとき			十分の六
		四 減額割合が〇・六を超え〇・八以下のとき			十分の八
五 減額割合が〇・八を超えるとき	免除				
	2 実収入月額が基準生活費と等しいか、又はこれを下回る世帯である者	免除			

国保法44条

③事業の休廃止、失業などによる収入の減少に該当する場合

月額世帯収入－生活保護法の基礎控除額＝実収入月額

生活保護基準生活費×1.15×1.05(1.2075)＝基準生活費

実収入月額＜基準生活費の場合は、一部負担金は免除

実収入月額＞基準生活費の場合は、
基準生活費＋一部自己負担金の割合に応じて2割～8割を減額。

国保法44条

申請書類:① 世帯収入のわかるもの

(年金通知・預金通帳・給与明細等)

② 医師の意見書

申請期間:当該事情が生じた日の属する月から6か月以内

(やむを得ない理由がある場合は、この限りではない)

適用 :申請した日の属する月から3か月間の一部自己負担金

国保法44条

<懸念すること>

- ①各区の担当窓口で申請となっているので、窓口に行くのが大変な方もいる。
- ② 低所得世帯なので、更新を検討できないか？
⇒もともと所得急減を対象とした制度なので、現状では難しい。
- ③ 市役所内部でも、各区の当該課や高齢障害課、地域包括支援センターと制度を周知してほしい。

国保法44条

<今後の方針>

- ①宮城民医連の仙台市内の2病院で昨年度「無料低額診療制度」で国保の減免者は外来＋入院で41件。
- ②41件のうち、生保基準120%以下は、40件。
- ③当面、具体的な事例で「無低」対象の方から「44条減免」事例を積み上げていく。
- ④宮城県の情報で県内に同様に44条の「低所得規程」を持っている自治体が8自治体ある。(大崎市・石巻市・気仙沼市・南三陸町・美里町・大和町・川崎町・七ヶ宿町)各自自治体とも、順次懇談を重ねて適用事例を積み上げる。

国保法44条

<懸念すること>

- ① 医師の診断書が有料である医療機関もあり、申請後に「対象外」
となると経済的な負荷も大きい。各区の担当窓口で事前に収入要件で適用可否を判断できないか。
- ② 低所得世帯なので、更新を検討できないか？
⇒もともと所得急減を対象とした制度なので、現状では難しい。
- ③ 市役所内部でも、各区の当該課や高齢障害課、地域包括支援センターと制度を周知してほしい。